

手 術	《麻酔に使用した薬剤料は別途算定》	口腔外消炎手術 (骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等) 2cm未満のもの……………180(270) 2cm以上5cm未満のもの…300(450) 5cm以上のもの……………750(1,125)	創傷処理(口腔内縫合術) 長径5cm未満(小深)……………1,250(1,875) 〃5~10cm未満(中深)……1,680(2,520) 〃5cm未満(小浅)……………470(705) 〃5~10cm未満(中浅)……850(1,275)
	拔牙手術(1歯につき) 乳歯……………130(195) 前歯……………155(233) 白歯……………265(398) 難拔牙加算……………+210(+315) (前歯、白歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さくまたは歯根分離術) 埋伏歯……………1,054(1,581) (骨性の完全埋伏歯または水平埋伏歯に限る) 下顎智歯(骨性・水平埋伏)…+120(+180)	歯根裂脱臼手術(1歯につき)(歯根端閉鎖の費用を含む) 歯科CT、手術用顕微鏡を使用……………2,000(3,000) 上記以外……………1,350(2,025) 注)歯根端切除と歯根裂脱臼を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定	歯根裂脱臼手術(1歯につき)(歯根端閉鎖の費用を含む) 歯科CT、手術用顕微鏡を使用……………2,000(3,000) 上記以外……………1,350(2,025) 注)歯根端切除と歯根裂脱臼を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定
	歯根分割搔爬術……………260(390) ヘミセクション(分割拔牙)……470(705) 拔牙窩再搔爬手術……………130(195) 歯槽骨整形手術……………110(165) 骨瘤除去手術……………110(165)	口腔内軟組織異物(人工物)除去術 簡単なもの……………30(45) 困難なもの 浅在性のもの……………680(1,020) 深在性のもの……………1,290(1,935)	頬、口唇、舌小帯形成術……………560(840)
	口腔内消炎手術 智歯周囲炎の歯肉弁切除等……………120(156) 歯肉膿瘍等……………180(234) 骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等……………230(345) 顎炎または顎骨骨髓炎等 1/3顎未満……………750(1,125) 1/3顎以上……………2,600(3,900) 全顎……………5,700(8,550)	歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む) 軟組織に局限するもの……………600(900) 硬組織に及ぶもの……………1,300(1,950)	膿瘍除去手術 歯槽部に局限するもの……………600(900) 顎骨(片側の1/3未満)……1,300(1,950) 顎骨(片側の1/3以上)……3,420(5,130) 顎骨壊死への加算……………+1,000(+1,500)
	レーザー機器加算の対象手術	顎関節脱臼非観血的整復術(片側)……………410(615)	膿瘍除去手術 歯槽部に局限するもの……………600(900) 顎骨(片側の1/3未満)……1,300(1,950) 顎骨(片側の1/3以上)……3,420(5,130) 顎骨壊死への加算……………+1,000(+1,500)
	レーザー機器加算1	歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む)軟組織に局限するもの、浮動歯肉切除術(1/3顎程度、1/2顎程度)、舌腫瘍摘出術(粘液嚢胞摘出術)、口蓋腫瘍摘出術(口蓋粘膜に局限するもの)、頬、口唇、舌小帯形成術、口唇腫瘍摘出術(粘液嚢胞摘出術)、頬腫瘍摘出術(粘液嚢胞摘出術)、がま腫切開術	+50
	レーザー機器加算2	歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む)硬組織に及ぶもの、浮動歯肉切除術(全顎)、舌腫瘍摘出術(その他のもの)	+100
	レーザー機器加算3	口腔底腫瘍摘出術、口蓋腫瘍摘出術(口蓋骨に及ぶもの)、口蓋混合腫瘍摘出術、口唇腫瘍摘出術(その他のもの)、頬腫瘍摘出術(その他のもの)、頬粘膜腫瘍摘出術、がま腫摘出術、舌下腺腫瘍摘出術	+200

歯 冠 修 復	補綴時診断料(1装置につき) 新製(ブリッジ、有床義歯の新製)……………90 新製以外……………70	テンポラリークラウン(1歯1回) (製作、装着、装着材料の費用を含む)……………34(51) (前歯のレジン前装金属冠、硬質レジンジャケット冠、前歯CAD/CAM冠の場合のみ)																																					
	歯冠形成 (1歯につき) (レジン前装金属冠は前歯またはブリッジ支台の第一小臼歯に限る) (大白歯の4/5冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る)	高洞形成(KP) {単純なもの……………60(90) 複雑なもの……………86(129) *Br支台歯形成加算として複雑なもののみ(1歯につき)+20(+30) う蝕歯無痛の高洞形成加算(う蝕無痛)……………+40(+60) (KPと充形が対象)																																					
	支台築造(材料料を含む) ファイバーポスト(材料料を含む) (大・小臼歯は根管数により最大2本まで)																																						
	ブリッジ支台歯形成加算(金属冠、非金属冠)……………+20(+30) 失活歯メタルコア加算(レジン前装金属冠、全部金属冠、非金属冠)……+30(+45)																																						
	即時充填形成(充形)……………128(192) インレー修復形成(修形)……………120(180)																																						
	充填(1歯につき、材料料を除く)	充填用材料(1窩洞につき)																																					
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">充填1 (歯面処理を行う場合)</th> <th colspan="2">充填2 (充填1以外)</th> </tr> <tr> <th>単純なもの</th> <th>複雑なもの</th> <th>単純なもの</th> <th>複雑なもの</th> </tr> <tr> <td>106(159)</td> <td>158(237)</td> <td>59(89)</td> <td>107(161)</td> </tr> </table>	充填1 (歯面処理を行う場合)		充填2 (充填1以外)		単純なもの	複雑なもの	単純なもの	複雑なもの	106(159)	158(237)	59(89)	107(161)	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">歯科充填用材料I</th> <th>光重合型複合レジン(複合レジン系)</th> <th>単純</th> <th>複雑</th> </tr> <tr> <td>標準型</td> <td>11</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">歯科充填用材料II</td> <td>光重合型レジン強化ガラスアイオノマー(ガラスアイオノマー系)</td> <td>10</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>自動練和型</td> <td>9</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">歯科充填用材料III</td> <td>複合レジン(複合レジン系)</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>ガラスアイオノマーセメント(ガラスアイオノマー系)標準型・自動練和型</td> <td>4</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>歯科用珪酸セメント ・珪磷酸セメント ・歯科充填用即時硬化レジン</td> <td colspan="2">2</td> </tr> </table>	歯科充填用材料I	光重合型複合レジン(複合レジン系)	単純	複雑	標準型	11	29	歯科充填用材料II	光重合型レジン強化ガラスアイオノマー(ガラスアイオノマー系)	10	26	自動練和型	9	23	歯科充填用材料III	複合レジン(複合レジン系)	4	11	ガラスアイオノマーセメント(ガラスアイオノマー系)標準型・自動練和型	4	10		歯科用珪酸セメント ・珪磷酸セメント ・歯科充填用即時硬化レジン	2	
充填1 (歯面処理を行う場合)		充填2 (充填1以外)																																					
単純なもの	複雑なもの	単純なもの	複雑なもの																																				
106(159)	158(237)	59(89)	107(161)																																				
歯科充填用材料I	光重合型複合レジン(複合レジン系)	単純	複雑																																				
	標準型	11	29																																				
歯科充填用材料II	光重合型レジン強化ガラスアイオノマー(ガラスアイオノマー系)	10	26																																				
	自動練和型	9	23																																				
歯科充填用材料III	複合レジン(複合レジン系)	4	11																																				
	ガラスアイオノマーセメント(ガラスアイオノマー系)標準型・自動練和型	4	10																																				
	歯科用珪酸セメント ・珪磷酸セメント ・歯科充填用即時硬化レジン	2																																					

印象採得料 (1個につき)	支台築造 (メタルコア・ファイバーポストの印象)34 (51)	単 純.....32 (48)	連 合.....64 (96)
	咬合採得料 (1個につき)18 (27)		
装着料 (1個につき)	歯冠修復45 (68)	内面処理加算1 (CAD/CAM冠)+45(+68)	装着材料料
	歯科用接着・接着材料I		
装着材料料	接着性レジンセメント (レジン系) 標準型・自動練和型17	ガラスアイオノマー系レジンセメント (ガラスアイオノマー系) 標準型10	自動練和型12
	歯科用接着・接着材料II12		
	歯科用接着・接着材料III4		
歯科用接着・接着材料II12	(グラスアイオノマーセメント(接着用), シアノアクリレート系セメント)	歯科用接着・接着材料III4	(歯科用磷酸亜鉛セメント, ハイボンド磷酸亜鉛セメント, カルボキシレートセメント, 水硬性セメント)
仮着用セメント (1歯につき)4	乳歯冠 (材料料を含む)	乳歯金属冠230(330)	乳歯ジャケット冠392(587)
CRジャケット冠 (複合レジン系) (乳歯・永久歯の前歯のみ)	充填用材料I430(625)	充填用材料II405(600)	既製金属冠 (材料料含む)229(329)

歯冠修復 (材料料を含む, 装着料・装着材料料は別算定)

大臼歯の $\frac{1}{2}$ 冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る

レジン前装金属冠は前歯またはブリッジ支台の第一小臼歯に限る

金属歯冠修復	インレー		前歯 $\frac{3}{4}$ 冠	白歯 $\frac{1}{2}$ 冠	FMC	レジン前装金属冠 前歯・小臼歯
	単純なもの	複雑なもの				
乳歯	銀合金	203	310		495	
小臼歯・ 前歯	金バラ	431	764	963	903	1,198
	銀合金	203	310	402	342	495
大臼歯	金バラ	545	940		1,135	1,493
	銀合金	210	319		356	510
	純チタン2種					1,266
14 (ブリッジの支台として使用する Kの場合)		1,118		1,412		

非金属歯冠修復 (材料料を含む)			CAD/CAM冠		
レジンインレー	単 純	153	前 歯 (CAD/CAM冠材料IV)	1,776	
	複 雑	216	小臼歯 (CAD/CAM冠材料I)	1,428	
硬質レジンジャケット冠 (前歯・小臼歯) (大臼歯は金属アレルギーに限る)	光 重 合	951	小臼歯 (CAD/CAM冠材料II)	1,454	
	加熱重合	776	大臼歯 (CAD/CAM冠材料III) (金属アレルギー・上下顎両側の第二大臼歯が残存し、左右の咬合支持がある第一大臼歯に限る)	1,642	

小児保険装置 (印象採得料は単純印象で算定, クラウンループまたはバンドループを装着した場合に限る)600 (900)

ブリッジ (1装置につき)	5歯以下		6歯以上	
	印象採得料	282 (423)	334 (501)	
	咬合採得料	76 (114)	150 (225)	
	リテーナー	100 (150)	300 (450)	
	試 適 料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)	
	装 着 料	150 (225)	300 (450)	
	仮 着 料	40 (60)	80 (120)	
	内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ)	+90 (+135)		
	内面処理加算2 (接着ブリッジ)(接着冠ごとに)...	{1歯...+45 (+68) 2歯...+90 (+135)}		
	注) ○5歯以下: 支台歯とボンテック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とボンテック数の合計が6歯以上の場合 ○支台装置ごとの装着料は, ブリッジの装着料に含まれる (装着材料料は支台装置ごとに算定). ○ブリッジ未装着の場合は, ブリッジの装着料を算定しない. ○脱離再装着の場合は, ブリッジの装着料を算定する (装着材料料は支台装置ごとに算定). ○接着ブリッジは, 1歯欠損症例のみで, 支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合, 前歯接着冠は $\frac{3}{4}$ 冠, 臼歯接着冠は $\frac{4}{5}$ 冠に準じて算定する.	高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む)4,129		
ボンテック (1歯につき) (材料料を含む)	鑄 造	金 バ ラ	大 白 歯	1,630
			小 白 歯	1,335
	レジン前装金属	銀 合 金	大・小臼歯	479
			前 歯	1,899
	レジン前装金属	金 バ ラ	小 白 歯	1,535
			大 白 歯	1,690
			前 歯	1,238
			小 白 歯	692
	レジン前装金属	銀 合 金	大 白 歯	552
			小 白 歯	692
冠およびボンテックの修理				
レジン前装金属冠	窩洞形成	充填	材料料	
レジン前装金属ボンテック	60 (90)	+ 106 (159)	+ 11, 10, 9, 4	
歯冠継続歯, レジンジャケット冠, ボンテック, 高強度硬質レジンブリッジ (修理内容および部位にかかわらず3歯として算定)	修理	70 (105)	+ 人工歯料	

クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管)	(1装置につき) (文書により情報提供を行った場合に算定)		
	歯冠補綴物	5歯以下 ブリッジ	6歯以上 ブリッジ
	100	330	440
注)	○5歯以下: 支台歯とボンテックの数の合計が5歯以下の場合 (高強度硬質レジンブリッジ含む) ○6歯以上: 支台歯とボンテックの数の合計が6歯以上の場合		
注) 当該補綴物の装着時に算定する.	○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物またはブリッジ (接着ブリッジを含む) の製作にかかわる費用を含む. ○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着, 対象歯の充填治療については, クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる (装着材料料は別算定). ○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は, インレーを除く金属歯冠修復, レジン前装金属冠, 硬質レジンジャケット冠, CAD/CAM冠である. ○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない. ○乳歯 (後継永久歯が先天的に欠如している乳歯を除く) はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない. ○6歳未満の乳幼児もしくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合, または歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない. ○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復, CAD/CAM冠および高強度硬質レジンブリッジについては, クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない.		

